

**群馬パース大学 ガバナンス・コード
遵守状況の点検結果（2025 年度）**

学校法人 群馬パース大学

（2026 年 7 月）

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
■ 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、群馬パース大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。		
1－1 建学の精神		
（1）建学の精神 建学の精神は次のとおりです。 <i>Paz</i>（平和）平和で公正な社会の発展 <i>Pessoa</i>（個性）個人の尊厳と自己実現、 <i>Assistencia</i>（互助）多様な人々の共存と協調、 <i>Zelo</i>（熱意）知の創造、 への貢献		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
(2) 建学の精神に基づく人材像 建学の精神に基づく目的は次のとおりです。 ① 大学の目的 豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献することを目的とします。 ② 大学院の目的 高度な学術的基盤と優れた創造性を培い、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成することをもって、専門分野の発展と人々の幸福に貢献することを目的とします。		
1－2 教育の目的（私立大学の使命）		
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神（理念）に基づく、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は次のとおりです。 ①看護学部 建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を目指し、豊かな教養と人間愛、看護職としての知識と技術、柔軟な適応力を備え、保健・医療・福祉サービスの中で看護の役割を果たし、広く社会に貢献していける人材を養成することを目指します。そのため、看護の対象を全人的に捉え、科学的根拠に基づいた看護を実践する能力、社会の変化や環境に柔軟に適応し、医療チームの中で協調して看護の役割を果たす能力を習得させ、あわせて看護職としての感性や倫理観、社会の平和と発展に貢献していこうとする姿勢を育てることを教育研究上の目的としています。 ア 看護学科 人の尊厳を尊重できる豊かな人間性と高い見識をもち、看護の対象を全人的に捉え、様々な人々と調和し連携しながら、科学的根拠に基づく判断と適切な技術を用いて看護を実践でき、さらには、地域社会や国際社会にも関心を向け、看護学をとおして社会の平和と発展に貢献していくことを目指し、生涯にわたって自己研鑽し続けることができる人材を養成することを目指します。そのため、看護の対象とその健康課題を適切に捉え、科学的根拠に基づいた看護を実践できる能力、チーム医療の中で多職種と連携し、リーダーシップを発揮できる能力、社会の変化や地域の特性を踏まえ、多様な人や環境に積極的かつ柔軟に対応できる能力を習得させること、また、看護職に相応しい感性、倫理観、教養、及び看護職として対象に寄り添い、役割を果たし、社会に貢献していこうとする姿勢を育てることを教育研究上の目的としています。 ②リハビリテーション学部 リハビリテーション学部では、建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を目指す豊かな教養と人間愛、そして情熱に基づいた人間性の涵養を基盤		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
とし、地域の医療・福祉と生活上の困難を抱える障害を持った人々の自立及び生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設において、多職種と連携し共同してその責務を果たすことができる知識・技術と実践能力を備えたリハビリテーション専門職者を養成することを目的としています。 そのため、教育研究上の目的は、対象者の生活の質の向上と社会参加を目指すために、対象者の自分らしく生きようとする主体性を尊重し、対象者が必要とする機能の回復・代償あるいは残存能力の強化を最適に図ることができること、そして、地域社会を含めた生活環境づくりに医療専門職として参加し、十分に支援できることを目指します。 ア 理学療法学科 いかなる障害を持つ人に対しても、人としての尊厳と権利を認識できる真摯で柔軟な心を持ち、身体に障害を持つ対象者が自分らしく活動し、社会へ参加するという目的のために、多様で最新の理学療法の知識と技術を求め、それらを駆使して、運動や動作能力の向上を図ることができる人材養成を目指します。 急性期から回復期、維持期リハビリテーションにおいて活躍できるように、基本となる理学療法の知識と技術を幅広く学習し、多職種連携の中で実践し貢献できる能力を培うことを目指します。さらに、リハビリテーション分野にとどまらず、健康維持・増進に貢献できる力を養うことを教育目的としています。 イ 作業療法学科 年齢の差異や障害の程度に関わらず、対象者が自分らしく人生を送るよう支援する作業療法を学び、仕事・生産的活動・遊び、余暇活動、日常生活活動からなる作業を求める人間を多側面から理解し、多様な臨床現場や地域社会で求められる分野において、作業療法の専門性と知識を生かして柔軟に活躍できる人材養成を目指します。 対象者や家族、他職種との適切な対人関係を作るコミュニケーション能力、協調性を基盤とした多職種連携を図ることのできる能力、求められる問題の解決に向けて問いを立て続ける意識、複雑な人間行動を理解するために論理的に思考する科学的視点と対象者の個別で多様な生活を洞察する力、作業療法の発展と社会に貢献する活動や研究に参加しようとする能力を培うことを教育目的としています。 ウ 言語聴覚学科 高いコミュニケーション能力を有し、他者や地域に貢献する意識、新たな課題や未知の課題を創造的に解決しようとする意欲、さらに専門知識・技術を生涯にわたって学習し続ける倫理観を有する人材養成を目指します。 言語聴覚士の役割の理解に基づき、人が地域で生活する視点に立ち、高次脳機能障害・言語発達障害・運動系障害及び聴覚系障害を持つ対象者のコミュニケーション能力の評価はもとより、活動、地域・社会参加の生活機能を多面的に支援でき、また、その方法の開発に関わろうとする姿勢を培うことを教育目的としています。		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
③医療技術学部 医療技術に裏付けられた医学的知識と専門技術にかかわる知識、技術力を養い、高度な医療人として、個人の尊厳と倫理を尊重する人間性の醸成を基盤とし、社会が求める医療技術を国際社会、地域社会と協働して実践できる、熱意を持ち自ら学ぶ人材を養成することを目的としています。 ア 検査技術学科 生命の尊厳を理解し、思いやりの心を持つとともに高い倫理観を備え、臨床検査分野において健康や医療に関する専門知識と最新技術を学び、科学的根拠に基づく適切な判断ができ、臓器移植、遺伝子治療及び不妊治療分野などの生命科学や検査技術学分野に貢献できる人材で、実践的な診療支援ができる質の高い臨床検査技師（Clinical Laboratory Scientist）の人材養成を目指します。 医療の現場では様々な要素が要因・背景となって生じる課題や問題は千差万別であり、それらの状況に的確・柔軟に対応するため、実践的な高度な知識と技術を習得し、科学的根拠に基づく適切な判断能力と問題解決能力を培うことを教育目的としています。 イ 放射線学科 様々な疾病で苦しむ人々に対して、尊厳と人間愛をもって、診療画像検査、放射線治療の過程をとおして、病気の発見・治療を目指す高度医療技術をもった人材養成を目指します。 また、放射線による障害や防護、安全管理をとおして、画像生成と解析に関する知識、放射線と物理、生物、化学との相互作用による医療技術に関する知識を深め、問題解決能力を有し、高度なデータ・サイエンスと連携した臨床応用技術を自ら実践できる臨床力を養うことを目的とします。 ウ 臨床工学科 生命の尊厳を自覚し、畏敬の念を持つとともに豊かな人間性と高い倫理観を備え、医学・工学に関する専門知識と技術を学び、論理的思考・高い洞察力と的確な判断力をもって医療機器の操作及び保守管理を行うことができ、チーム医療の一員として医療に貢献できる質の高い臨床工学技士の人材養成を目指します。 高度化・複雑化する医療技術に対応するため、医工学に関する基本的知識・技術を修得し、医療分野におけるさまざまな課題に対して、国際的視野を兼ね備えた広い視野で物事を捉え、問題意識と探求心、問題解決能力を培うことを教育目的としています。 ④保健科学研究科 本大学院保健科学研究科は、保健科学に共通する高度な学術的基盤と倫理観及び優れた創造性を培うとともに、保健科学を看護学、リハビリテーション学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学、公衆衛生学並びにこれらを融合した医療科学の立場から教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成し、高度化、複雑化、多様化する現代の保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを目的としています。 ア 保健科学専攻博士前期課程		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
優れた学識と倫理観を備えた、看護学、リハビリテーション学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学、公衆衛生学の高度な実践者、指導者、教育者、研究者を育成し、もって保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを教育研究上の目的としています。 イ 保健科学専攻博士後期課程 医療科学の学術理論の構築と応用、開発のために自ら独創性の高い研究を遂行、指導できる、卓越した能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成し、もって保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを教育研究上の目的としています。		
(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、法人運営会議で進捗状況を管理把握し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○ ○ ○ ○ ○	①策定している中長期目標・中長期計画については、定期的に見直しを行っている。直近では、2022年4月に策定したもののについて、2024年4月に見直しを行い、一部加筆修正を行った。 ②中期計画の進捗状況等については必要に応じ、大学の拡充計画を中心に、法人運営会議にて報告されている。※現在は「中長期計画」の全面改訂へ向け、準備中。 また決算状況については、理事会の承認を経て、大学ホームページ「情報公開」にて公表している。 【情報公開】https://www.paz.ac.jp/overview/information.php ③外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフについて、学内外の各種研修等への参加、関連書籍・専門誌による情報提供等を通じ、経営能力の強化に努めている。 ④事務職員については、必要に応じて適切に人材を確保するとともに定期的な研修を行っている。また、すべての会議に事務職員を配置し、教職協働を実施している。 ⑤中長期計画の策定や見直しにあたっては、項目ごとに担当委員会や部局からの意見を聴取して反映させている。また、学

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
		内のグループウェアシステムを通じて全教職員が閲覧できるようにしている。
(3) 私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努め、財務情報等を社会へ公表します。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの適切な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○ ○ ○	①中長期目標・中長期計画等の策定、推進を行い、運営基盤の強化を図るとともに、教員評価委員会を運営し、評価の結果を教員の処遇等に反映、以て職務遂行意欲を高め、教育の質の向上を図っている。また、監事は、理事会、評議員会及び毎月開催される法人運営会議（法人組織と教学組織の意思疎通を図り、協議及び意思決定を行うことを目的に毎月 1 回実施）に出席するとともに、監事監査計画及びスケジュールに基づき、書面監査及び担当責任者等からの概況聴取等を行い、会計監査人と連携し会計監査を実施している。また、寄附行為第 76 条により、寄附行為や計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類をインターネットの利用により公表し、経営の透明性の確保を図るよう努めている。 ②各経営活動において学生を最優先に考えることはもちろん、学生支援後援会、同窓会、PAZ 共栄会等を組織し、ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めている。 ③男女共同参画社会への対応については、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（2022 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）」を策定し、群馬労働局に届け出ており、行動計画の達成を目指し取り組んでいる。また、「障害を理由とする差別の解

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
		消の推進に関する対応規程」を整備し、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に取り組み、多様性への対応を実施している。
■ 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本） 私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
2-1 理事会		
（1）理事会の役割 ① 業務執行の意思決定及び監督機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の業務執行に関する「意思決定機関」として重要事項を決議し、理事の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等と適切な情報管理 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を理事会の運営に関する規程に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、法令及び寄附行為に基づき議事録に記録し、適切に保管します。 ウ 理事会に対し、学校法人の業務を執行する理事長から、3か月に1回以上、業務執行状況の報告を行います。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制システムを適切に整備・運用します。	○ ○ ○ ○ ○ ○	① ア私立学校法第36条第2項に基づき、寄附行為第14条に規定し、遵守している。 ② ア 私立学校法第36条第2項に基づき、理事会の運営に関する規程第4条に規定し遵守している。 イ 私立学校法第43条に基づき、寄附行為第22条に規定し遵守している。 ウ 私立学校法第39条第1項に基づき、寄附行為第17条に規定し遵守している。 ③ ア 理事会の運営に関する規程第4条に規定し遵守している。 イ 寄附行為第14条に規定し、遵守している。また、「内部統制システム整備の基本方針」及び「危機管理規程」により適切

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な情報（資料等）を事前に配布し、審議時間は十分に確保します。 ⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	に運用されている。 ア 理事会の運営に関する規程第 5 条に規定し遵守している。 イ 学則第 6 条及び組織規程別表 3 に規定し遵守している。 ウ 組織規程第 12 条、第 13 条、第 14 条及び別表 3 に規定している。また、所掌校務及び担当部署の範囲を示した群馬パース大学 委員会等担当者一覧を作成し、可視化している。 ⑤ ア 理事会の運営に関する規程第 6 条に規定し、5 月、9 月、12 月及び 3 月の年 4 回の定例会開催を遵守し、年間の開催計画を策定し、前年度 3 月に提示している。各理事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付している。 イ 理事会の招集通知及び、審議に必要な情報（資料等）は、寄附行為第 18 条第 6 項に規定し、理事会の 1 週間前までに発している。また、理事会は原則 2 時間としているが、議論が終了しない場合には延長し、審議時間を十分確保している。 ⑥（ア）私立学校法第 88 条に基づき対処する。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 （イ）私立学校法第 89 条に基づき対処する。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 ⑦私立学校法第 90 条に基づき対処する。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
帯して責任を負います。 ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が過大となり萎縮効果を招かないよう、法令の範囲内（職務を怠ったことにつき善意かつ重大な過失がないとき）において、損害賠償責任の免除・一部免除に関する規程（評議員会決議に基づく免責等）を適切に整備・運用します。 ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、決議の公正性を担保するため、議決に加わるできません。	○ ○	⑧私立学校法第 92 条、第 93 条の規定に基づき、寄附行為第 60 条に規定している。 ⑨私立学校法第 42 条第 3 項に基づき、寄附行為第 20 条第 1 項に規定し遵守している。基準日時点で該当する事象は発生していない。
2-2 理事		
（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割も明確に定めます。 ③ 理事の選任及び解任については、寄附行為に則り、評議員会の決議により行います。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に「忠実義務」を全うし、その職務を行います。 ⑤ 理事は、学校法人に対し善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を負い、任務を怠ったときは損害賠償責任を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に基づき、直ちに監事に報告します。	○ ○ ○ ○ ○ ○	①私立学校法第 37 条第 6 項に基づき、寄附行為第 15 条第 3 項に規定し遵守している。 ②基準日時点で常勤理事を 5 名置き、理事会の運営に関する規程第 5 条に基づき、財務、教学、総務の役割を持たせている。 ③私立学校法第 30 条、第 33 条に基づき、寄附行為第 8 条、第 11 条に規定している。 ④私立学校法第 38 条及び「コンプライアンス規程」に基づき遵守している。 ⑤私立学校法第 30 条第 4 項により、理事と学校との関係は委任の規定に従うことから、民法 644 条について遵守している。また、賠償責任義務については、私立学校法第 88 条を遵守している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 ⑥私立学校法第 40 条において準用する一般社団法人・財団法人法に基づき対処している。なお、基準日時点で該当する事象は

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、当該理事は代表権・執行権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。さらに、取引後は遅滞なくその結果（取引報告）を理事会に報告しなければなりません。	○	発生していない。 ⑦私立学校法第 40 条において準用する一般社団法人・財団法人法に基づき対処している。
（２）学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、現場の教育研究・事務業務量などに配慮しつつ、理事としての経営・監督業務を十全に遂行できる体制を整えます。	○ ○	①教職員である理事を 4 名置き、理事会の運営に関する規程第 5 条により、教学、総務の役割を持たせ、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進している。 ②寄附行為第 8 条第 1 項により、教職員理事 4 名のうち、3 名（学長、校長及び副学長）については、理事を当職としているため、業務量を配慮したうえで職務分掌が規定されている。また、1 名については、事務局長であるが、局長の元に 4 部長（総務、財務、学務、企画）を置き、理事としての業務に専念できるよう配慮している。
（３）外部理事の役割 ① 学校法人と特別な関係にない、多様な視点を持つ有識者等の外部理事を複数名選任し、その独立性を確保します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化、並びに適切な監督機能の発揮のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○ ○ ○	①私立学校法第 146 条第 1 項に基づき、理事会の運営に関する規程第 3 条第 4 項により遵守している。具体的には、基準日時点で 2 名の外部理事を配置している。 ②外部理事については、基準日時点で、会社役員の 2 名を配し、理事会において多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与している。 ③各理事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付している。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	各種研修等への案内、関連書籍・専門誌による情報提供等を行っている。
2-3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、学校法人に対し善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を負い、任務を怠ったときは損害賠償責任を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会、評議員会その他の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、法令・寄附行為に準拠した、客観的で透明性の高い監査報告を作成します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為をし、若しくはこれをするおそれがあると認めるとき、又は、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会・評議員会並びに所轄庁へ報告します。また、必要があるときは、理事長（又は直接自ら）に対して理事会・評議員会の招集を請求し、適正な手続きのもとこれらを招集します。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○ ○ ○ ○ ○	①私立学校法第 45 条第 3 項により、監事と学校との関係は委任の規定に従うことから、民法 644 条について遵守している。また、賠償責任義務については、私立学校法第 88 条を遵守している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 ②私立学校法第 52 条に基づき、寄附行為第 29 条及び監事監査規程第 12 条に規定し遵守している。具体的には、理事会、評議員会、法人運営会議に出席している。 ③私立学校法第 52 条、第 56 条第 1 項に基づき、寄附行為第 29 条及び監事監査規程第 11 条に規定し遵守している。具体的には、監事監査計画及び年間スケジュールに基づき、書面監査及び担当責任者等からの概況聴取等により監査を行っている。 ④私立学校法第 56 条第 2 項、第 57 条に基づき、寄附行為第 29 条に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 ⑤私立学校法第 58 条に基づき、寄附行為第 32 条に規定している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。
(2) 監事の選任 ① 監事の独立性を厳格に確保する観点から、監事は評議員会の決議によって選	○	①私立学校法第 45 条第 1 項に基づき、寄附行為第 23 条第 1 項、

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
任されます。 ② 監事は2人又は3人置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○ ○	第2項に規定し遵守している。 ②私立学校法第18条第3項に基づき、寄附行為第6条第1項に規定し遵守している。具体的には、基準日時点で2名の監事を配置している。 ③監査業務の継続性・実効性が保たれるよう、基準日時点の監事2名について、退任時期を1年間ずらして選任している。(2025年4月1日施行寄附行為附則4)
(3) 監事監査基準 ① 監査機能の強化のため、監事監査規程を制定・運用します。 ② 監事は、毎年度の監査方針および監査計画を定め、理事長及び関係者に通知します。 ③ 監事は、学校法人群馬パース大学 監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告します。	○ ○ ○	①私立学校法に準拠する形で監事監査規程を制定・運用している。 ②監事監査規程第9条に規定し遵守している。なお、監査計画は、毎事業年度初めに法人運営会議にて関係者に通知している。 ③私立学校法第56条第1項第4号に基づき、寄附行為第29条第1項第2号及び監事監査規程第11条に規定し遵守している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、会計監査人(公認会計士)及び内部監査担当者による三様監査を行い、監査結果やリスク情報について、意見を交換し監査機能の充実を図ります。 ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その資質向上を支援します。 ③ 学校法人は、監事の職務執行に係る、監事サポート体制を整えます。	○ ○ ○	①内部監査規程第4条に規定し遵守している。 ②文部科学省が実施する「学校法人監事研修会」等各種研修会に参加している。 ③各監事に対し、私立学校法施行規則第13条第1項第5号に基づき、監事監査規程第10条に規定し、監事へのサポート体制を整えている。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
2-4 会計監査人		
(1) 会計監査人の選任 ① 学校法人は、会計監査人を置き、会計監査人は、学校法人から独立した高い専門性を有する公認会計士又は監査法人から、評議員会の決議によって選任されます。 ② 会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事が決定し、評議員会へ提出する仕組みを徹底します。 (2) 会計監査人の職務 ① 会計監査人は、学校法人の計算書類等（貸借対照表、収支計算書等）を適正な会計基準に則って監査し、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。 ② 会計監査人は、学校法人に対し善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を負い、任務を怠ったときは損害賠償責任を負います。 (3) 監査の実効性向上と受入体制の整備 ① 会計監査人が十分かつ適切な監査を実施できるよう、理事や職員は、帳簿の閲覧・謄写、必要な資料の提出や説明を行います。 ② 監事、会計監査人、内部監査担当者で三様監査を行い、監査結果やリスク情報について、意見を交換します。	○ ○ ○ ○ ○ ○	①私立学校法第 18 条、第 144 条、第 80 条第 1 項、第 81 条に基づき、寄附行為第 6 条第 3 項、第 51 条に規定し遵守している。具体的には、基準日時点で 1 名の会計監査人を配置している。 ②私立学校法第 84 条第 1 項、第 2 項に基づき、寄附行為第 54 条第 1 項、第 2 項に規定し遵守している。 ①私立学校法第 86 条第 1 項、第 2 項に基づき、寄附行為第 56 条第 1 項に規定し遵守している。 ②私立学校法第 80 条第 2 項により、会計監査人と学校との関係は委任の規定に従うことから、民法 644 条について遵守している。また、賠償責任義務については、私立学校法第 88 条を遵守している。なお、基準日時点で該当する事象は発生していない。 ①私立学校法第 86 条第 3 項に基づき、寄附行為第 56 条第 2 項に規定し、遵守している。 ②内部監査規程第 4 条に規定し遵守している。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
2-4 評議員会		
(1) 諮問・決議機関としての役割 ① 評議員会は、学校法人の業務や財産の監督・意見表明を行う諮問・決議機関として、理事会の意思決定を補完・監視する役割を担います。法令及び寄附行為に基づき、以下の事項について適切な議決・監督を行います。なお、議事に関して特別の利害関係を有する評議員は、決議の公正性を担保するため議決に加わることはできません。 ② 法定決議事項 ・役員（理事・監事）および会計監査人の選任・解任 ・寄附行為（法人の根本規則）の変更 ・学校法人の解散、他の学校法人との合併、事業譲渡 ③ 諮問事項 ・重要な資産の処分・譲受け（土地・校舎等の売買等） ・多額の借入れ ・予算の編成・重要な変更 ・役員等の報酬等の支給基準の策定・変更 ・その他、理事会が必要と認めた経営上の重要事項	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①私立学校法第 66 条に基づき、寄附行為第 38 条に、利害関係を有する評議員の議決への参加については寄附行為第 47 条第 1 項にそれぞれ規定し遵守している。 ・私立学校法第 30 条、第 33 条、第 45 条、第 48 条、第 80 条、第 83 条に基づき、寄附行為第 8 条、第 11 条、第 23 条、第 26 条、第 51 条、第 53 条に規定し遵守している。 ・私立学校法第 150 条に基づき、寄附行為第 38 条第 3 項第 1 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 150 条に基づき、寄附行為第 38 条第 3 項第 2 号、第 3 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 36 条第 3 項第 1 号に基づき、寄附行為第 38 条第 2 項第 1 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 36 条第 3 項第 2 号に基づき、寄附行為第 38 条第 2 項第 2 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 36 条第 3 項第 6 号に基づき、寄附行為第 38 条第 2 項第 3 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 36 条第 3 項第 7 号に基づき、寄附行為第 38 条第 2 項第 4 号に規定し遵守している。 ・私立学校法第 36 条第 3 項第 9 号に基づき、寄附行為第 38 条第 2 項第 9 号に規定し遵守している。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
・計算書類（貸借対照表、収支計算書等） （２）評議員がそれぞれの専門性や立場から有意義な発言・提言を行えるよう、資料の事前配布や十分な質疑応答時間の確保など、議事運営方法の改善に努めます。	○ ○	・私立学校法第 105 条に基づき、寄附行為第 69 条第 2 項に規定し遵守している。 議長と議論の活性化に繋がる議事運営について検討し、改善に努めている。また、各評議員に対し、評議員会開催前に提案要旨を添えて資料を送付することで、評議員会における資料説明を効率化し、質疑応答時間を確保している。
（３）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	私立学校法第 66 条第 2 項に基づき、寄附行為第 38 条第 1 項に規定し遵守している。
（４）評議員会は、役員（理事・監事）および会計監査人の選任にあたり、法人の持続的発展に資する資質、専門性、および理事会からの独立性を備えているかを、評議員会で審議します。	○	私立学校法第 30 条、第 31 条、第 45 条、第 46 条、第 80 条に基づき、寄附行為第 9 条、第 24 条、第 54 条第 2 項に規定し遵守している。
2-5 評議員		
（１）評議員の選任 ① 評議員の人数は、法令に則り、寄附行為で定める理事の定数を超える人数を選任します。 ② 評議員となる者は、寄附行為の定めるところにより、以下の区分からバランスよく選任します。 ア 当該学校法人の職員（理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 2 名以上 5 名以内） イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者（評議員会において選任した者 2 名又は 3 名） ウ 学識経験者等（理事会において選任した者 3 名以上 7 名以内）	○ ○	①私立学校法第 18 条第 3 項に基づき、寄附行為第 6 条第 2 項に規定し遵守している。具体的には、「理事：6 名以上 8 名以内」に対し、「評議員：7 名以上 15 名以内」と規定しており、基準日時点で 7 名の理事に対し 15 名の評議員を配置している。 ②私立学校法第 62 条に基づき、寄附行為第 33 条に規定し遵守している。具体的には、基準日時点でア 5 名、イ 3 名、ウ 7 名を配置している。

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、客観的かつ適切な審議・監督を行うため、社会の多様な視点を反映できる広範かつ有益な有識者を選出します。	○	③私立学校法第 61 条に基づき、寄附行為第 33 条に規定し遵守している。
■ 第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） 学長の任免は、群馬パース大学 学長選考規程に基づき、「理事会が行う」とあり、群馬パース大学 学則において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。		
3－1 学長		
（１）学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、群馬パース大学 学則第 1 条に掲げる「群馬パース大学は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところにより、豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限（教学担当理事）に基づき、迅速かつ実効性の高い大学運営を行います。 ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○ ○ ○	① 学長は、学校教育法第 92 条第 1 項及び第 3 項に基づき、組織規程別表 3 により、大学の教育、研究に関する校務をつかさどり、教育職員を監督して学内の運営全般を統督する」と規定している。また、法人運営会議の構成員であるとともに理事として大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。 ②理事会の運営に関する規程第 5 条に規定し遵守している。 ③理事会、法人運営会議等での報告事項、承認事項については、学内情報共有ツールにて全教職員に周知している。なお、学長方針については、2025 年 4 月 1 日に全教職員に直接示された。
（２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ① 大学に副学長を配置し、副学長が学長を適切に補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる体制を明確にします。	○	① 学校教育法第 92 条第 2 項及び第 4 項に基づき、群馬パース大学 学則第 6 条第 1 項第 2 号に定める通り、その職務を遂

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
② 学部長の役割については、群馬パース大学 学則において「学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。」としています。	○	行している。 ②学校教育法第 92 条第 2 項及び第 5 項に基づき、群馬パース大学 学則第 6 条第 2 項第 1 号に定める通り、その職務を遂行している。
3－2 教授会		
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については群馬パース大学 教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	学校教育法第 93 条に基づき、群馬パース大学 学則第 8 条、群馬パース大学教授会規程第 6 条に規定し遵守している。
■ 第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） 私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。		
4－1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部・学科等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学	○	学校教育法施行規則第 165 条の 2 及び第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき「各学部・学科等の 3 つの方針（ポリシー）」を策定し、大学協議会で承認したものを、ホームページで公表している。 ①各学部・学科ごとに3つの方針（ポリシー）を定め、ホームページ等で公表するとともに、広報媒体や学生便覧にも記載し、学内外へ周知している。 ②毎年、自己点検を実施し、ホームページにて自己点検評価書及

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	び教育研究年報を公表している。 ③ハラスメント防止規程及びハラスメント防止対策に関するガイドライン遵守している
4－2 教職員等に対して		
（１）教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	すべての会議には、必ず事務職員を配置し、教職協働を実施している。各種委員会等の規程においても職員の担当課を明確にしている。教職員は常に学内における問題点・検討課題を共有し、その解決・実施のために協働している。
（２）ファカルティ・ディベロップメント：FD ① ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 ② 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○ ○	①毎年、各教員が教育活動及び研究活動について記録し、その内容をホームページにて公表している。 ②FD 委員会を設置し、年間活動計画に基づき、学生による授業アンケート、教員間の相互授業見学、教育研修、ワークショップ等の活動を組織的、計画的に展開している。
（３）スタッフ・ディベロップメント：SD ① 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 ② SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ③ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○ ○ ○	①年１回以上の SD 研修を、例年開催している。 ②SD 委員会を設置し、年間活動計画に基づき、研修等の SD 活動を組織的、計画的に展開している。 ③年１回以上の事務職員研修を、例年開催している。
4－3 社会に対して		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	緊急時には避難場所を提供するだけでなく、備蓄してある食糧も地域住民・労働者に提供することとしている。 ⑤環境への配慮として、学内のペーパーレス化を強化している。講義資料をデータ配信としたり、各種委員会の資料を iPad にて閲覧したりしている。
4－4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策	○ ○ ○ ○ ○ ○	① ア 大規模災害 危機管理規程に基づき、危機管理委員会等の体制を整備している。また、地震対応マニュアルを作成し、館内掲示により周知している。なお、BCP（事業継続計画）の策定及び BCM（事業継続マネジメント）に取り組んでいる。 イ 不祥事 危機管理規程に規定し遵守している。 (ハラスメント) ハラスメント防止規程を制定し遵守している。 (公的研究費不正使用等) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、研究費の管理・監督に関する規程を制定し、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化等に努めている。公的研究費に係る全教職員の不正防止対策の理解や意識を高めるため、2025 年 9 月 18 日に「コンプライアンス講習会」を実施した。 ② ア 安全安心 労働安全衛生法第 19 条に基づき、安全衛生委員会規程を整備し安全安心対策を実施している。 イ 減災・防災 消防用設備等の整備や防火・防災訓練の実施等を行っている。2025 年 6 月 23 日及び 6 月 26 日「火災を想

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	○ ○ ○ ○	定した総合訓練（消火・通報・避難）」を実施した。 ウ ハラスメント防止 ハラスメント防止規程を制定し遵守している。2026年3月18日～4月17日「オンデマンド ハラスメント研修」を実施した。 エ 情報セキュリティ 情報セキュリティ運用規程を制定し遵守している。 オ その他リスク防止 「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、危機管理委員会及び理事会にて、リスク防止に向けた対策を適宜実施している。 ○ ③BCP（事業継続計画）の策定及び BCM（事業継続マネジメント）に取り組んでいる。
（2）法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○ ○	① 就業規則及びコンプライアンス規程により遵守している。 ② 公益通報者保護法に基づき、内部通報に関する規程を整備し遵守している。
■ 第5章 透明性の確保（情報公開） 私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。		
5－1 情報公開の充実		

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）	○	法令上の情報公表すべき事項①及び②については大学公式ウェブサイトで公開している。 【情報公開】 https://www.paz.ac.jp/overview/information.php

ガバナンス・コード	遵守	実施状況
オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書		
(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	○	法律上公開が定められていない自主的な情報公開については、以下の項目を大学公式ウェブサイトで公開している。 【地域連携】 https://www.paz.ac.jp/regional_collaboration/
(3) 情報公開の工夫等 ① 上記(1)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、方法、項目等を明らかにした学校法人群馬パース大学 情報公開規程を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○ ○ ○ ○	①学校法人に関する情報については、高崎、渋川の各事務所に備え置いている。 ②学校法人群馬パース大学 情報公開規程を策定し、規程に基づき情報公開している。 ③大学公式ウェブサイト及び大学ポートレートを適宜更新し、情報公開している。また、大学パンフレット、入試ガイド、学生便覧等を発行し、閲覧者に応じた情報公開を行っている。 ④各媒体において、閲覧性及び利便性の向上を目指し、適宜改良を行っている。